

※情報共有メールは、プラチナサポートの特典となっております。プラチナサポート加盟店以外への共有、流用等は禁止されております。
※配信当時の内容のため、現状の内容と異なる場合がございます。予めご了承ください。

プラチナサポート情報共有メール					
No.	679	配信日	2026/4/20	ジャンル	古物営業法
テーマ	古物営業法「3大義務」の徹底				

■ なぜ「3大義務」の遵守が不可欠なのか

古物営業法には、盗品の流通防止と被害の早期回復を目的とした「3大義務」が定められています。これらを正しく運用することは、店舗の営業許可を守るだけでなく、お客様に「この店なら安心だ」と感じていただくためのプロとしての最低条件です。

■ 古物営業法：3大義務キーワード解説

日々のオペレーションで必須となる3つの重要ポイントです。

・ 本人確認義務（相手方の真偽を確認する）
買取時には必ず、運転免許証やマイナンバーカード等の「公的証明書」により氏名・住所・年齢を確認します。

・ 帳簿記載義務（取引の内容を記録・保存する）
取引日、品目、特徴（ブランド名・シリアル番号）、相手方の情報を正確に記録し、3年間保存します。

※シリアル番号の転記漏れは、捜査協力を妨げる重大な不備となるため特に注意が必要です。

・ 不正品申告義務（不審な品物を警察に通報する）
盗品の疑いがあるもの、持ち込み者の言動が不自然な場合は、直ちに警察へ通報しなければなりません。
※「何かおかしい」という直感も、防犯における重要な機能です。

■ 現場でそのまま使える「接客トーク例」

お客様に「なぜここまで細かく確認するのか」を納得していただくためのフレーズです。

1. 本人確認へのご理解を求める際

「大切なお品物をお預かりする立場として、法律に基づいた厳格な本人確認を行っております。これは万が一のトラブルからお客様の権利をお守りすることにも繋がりますので、ご協力をお願いいたします」

古物営業法 3大義務



本人確認義務

- 1. 取引の年月日、2. 品目、数量、特徴(シリアル番号等)、3. 相手方の住所、氏名、職業、年齢、4. 3年間の保存義務。

身元(相手)の特定情報の記録(生年月日、職業)



帳簿記載義務

- 1. 取引の年月日、2. 品目、数量、特徴(シリアル番号等)、3. 相手方の住所、氏名、職業、年齢、4. 3年間の保存義務。

帳簿の具体的記載事項(古物の特徴を詳細に)



不正品申告義務

- 1. 取引相手が疑わしい場合、2. 取引を断った場合、3. 盗品・不正品であると判明した場合。

警察に通報し協力する。
申告の基準(盗品・遺失物の疑い、被害届との照合)

2. 記録（シリアル等）の正確性を担保する際

「商品の特徴や製造番号を正確に記録させていただいております。これにより、将来的に再度の売買やメンテナンスが必要になった際も、弊社の管理データから迅速なサポートが可能となります」

■ SV・店舗スタッフの皆様へ

「3大義務」の徹底は、スタッフ一人ひとりの防犯意識にかかっています。

SVの皆様は、店舗巡回時に「帳簿に特徴（傷の有無や型番）が具体的に書かれているか」「身分証の有効期限チェックが習慣化されているか」を、ベテラン・新人を問わず確認してください。

もし「このケースは通報すべきか？」と迷う場面があれば、独断せず必ずSVや本部に相談する体制を維持しましょう。日頃の「当たり前」の積み重ねが、最大の店舗防衛になります。